

議第55号

呉市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
呉市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

呉市旅館業法施行条例（平成24年呉市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号，同条第2項第7号及び同条第3項第5号」に改め，第1号を削り，第2号を第1号とし，第3号を第2号とし，第4号を削り，同条第2項から第4項までを削る。

付 則

この条例は，平成30年6月15日から施行する。

（提案理由）

旅館業法及び旅館業法施行令の一部改正等に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。